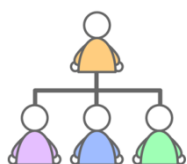


相続法改正



～ポイントと税務に与える影響～

2018年7月、約40年ぶりに相続法が改正され、今年から段階的に施行されます。自筆証書遺言の財産目録をパソコン等で作成することを可能とすること(施行日:2019年1月13日)、配偶者居住権の創設(施行日:2019年4月1日)、預貯金の払戻し制度や特別の寄与の制度(施行日:2019年7月1日)等、誰もが直面する「その時」のために、一緒に勉強しませんか？

法律改正の観点から弊所所属の齊藤耕平弁護士、税務に与える影響について共催である税理士法人第一経営より島田君子税理士にお話していただきます。みなさま、奮ってご参加ください。

日 時：2019年 **6** 月 **3** 日（月）18時30分～

場 所：越谷市中央市民会館 5階 第4・5・6会議室

（〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-1-1 東武スカイツリーライン越谷駅東口より徒歩8分）

講 師：弁護士 齊藤耕平（埼玉東部法律事務所）

講 師：税理士 島田君子（税理士法人第一経営）



【お問い合わせ先】

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

TEL 048-965-2600 FAX 048-965-2627 （担当：中谷、茂木）

資料等準備のため参加申し込みにご協力ください。

お電話（048-965-2600）または F A X（048-965-2627）で（参加費無料）



参 加 申 込 （FAX 048-965-2627）

お名前

お電話番号
